# 国立大学法人上越教育大学研究費不正使用防止計画

(平成22年3月16日学長裁定) 最終改正 令和3年4月14日

国立大学法人上越教育大学(以下「本学」という。)は、国立大学法人上越教育大学における研究費の適正な運営・管理に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、本学における研究費の不正使用を防止する具体的な対策の最上位のものとして、研究費不正使用防止計画を策定し、実施する。

## I 責任体系の明確化

- 1 本学における研究費の運営・管理に関わる者の責任体系を明確にするため、最高管理 責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者について、本学公式ホームペ ージに職名及び運営・管理上の権限等について公表する。
- 2 監事は、研究費の運営・管理についても重要な監査対象として、不正防止に関する内 部統制や運用状況を確認する。

#### Ⅱ 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑制機能を備えた環境・体制の構築を図る。

- (1) コンプライアンス教育及び啓発活動の実施(役職員等の意識の向上と浸透)
- ① 役職員等に、自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解させるため、コンプライアンス教育(本学の不正対策に関する方針及びルール等)を実施する。
  - ア コンプライアンス教育の内容は、職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
  - イ 研究費の不正使用防止に係る研修会(コンプライアンス教育)を実施し、実施 に際しては、受講者の受講状況及び理解度を把握する。
  - ウ 科学研究費助成事業の公募に係る説明会を利用して研究費不正使用防止について説明する。
  - エ 新採用職員研修会等でコンプライアンスについて説明する。
- ② コンプライアンスの理解、意識の浸透を図るために、研究費の不正使用防止に係る研修会を受講した役職員等から関係ルールを遵守する旨の誓約書等を徴するものとする。
- ③ コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
- (2) ルールの明確化及び統一化
- ① 研究費に係る事務処理手続に関するルール等 (財務関係規則, 会計ルールハンドブック等)の整備を行い, 役職員等に周知する。
- ② ルール等と運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか

等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行い、明確かつ統一的な運用を行う。

- (3) 職務権限の明確化
- ① 研究費に係る事務処理手続に関する役職員等の権限と責任について、明確に定めて理解を共有する。
- ② 業務の分担の実態と職務分掌の定めとの間に乖離が生じないようチェックする。
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
- ① 防止規程第11条に定める通報窓口を周知徹底し、研究費不正使用の早期発見に 努める。
- ② 通報者(告発者)及び相談者の保護

本学の内外から通報(告発)及び相談があった場合は、通報者(告発者)及び相談者の保護を徹底するとともに保護の内容を通報者(告発者)及び相談者に周知する。

また、誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じるものとする。

顕名による通報(告発)及び相談の場合、受け付けた通報に基づき実施する措置の内容を通報者(告発者)及び相談者に通知するものとする。

③ 調査

通報及び相談された事項に関する事実関係の調査を防止規程に基づき適切に行う ものとする。

4) 処分

調査の結果、不正が明らかになった場合は、国立大学法人上越教育大学職員就業規則(平成16年規則第10号)その他関係諸規程等に則って処分する。

#### Ⅲ 不正を発生させる要因の把握と具体的な対応策の策定・実施

研究費不正使用防止計画推進室(以下「推進室」という。)は、監査室と連携し、不正 を発生させる要因を把握した上で、具体的な対応策を策定・実施することにより、関係者 の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。

- (1) 研究費の使用において不正を発生させる要因(リスク)を洗い出し、一覧表を作成することによりリスク管理を行う。
- (2) 不正を発生させる要因 (リスク) ごとに不正使用防止の対応策を策定し、実施する。

# Ⅳ 研究費の適正な運営・管理活動

- 1 役職員等に対し、財務会計システムを利用した予算執行状況の把握を促し、適切な予 算管理を実施させる。
- 2 業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながる問題が捉えられるよう、第 三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを整備し、管理する。
- 3 物品(役務を含む。以下同じ。)の発注・納品検収体制,学生等に支給する謝金に関 する体制及び旅費の支給に関する体制の整備については,次のとおりとする。
  - (1) 物品の発注・納品確認を明確にする検収体制の整備

研究上必要な物品の発注(立替払を含む。)について、チェック機能が十分発揮できるような措置を講じるとともに、納品検収業務を厳格に実施するため、財務課の納品検収体制を強化する。

- (2) 学生等に支給する賃金・謝金に関する体制の整備 勤務実態のない謝金・賃金の請求や、勤務時間の水増し請求などの不正を防止す るため、勤務日や勤務時間等、勤務の実態の把握に努める。
- (3) 旅費の支給に関する体制の整備

出張の事実がない旅費の請求や、実際の日程よりも長い日程による旅費の請求などの不正を防止するため、旅行日程や宿泊の有無等、旅行の実態の把握に努める。

## Ⅴ 情報の発信・共有化の推進

- 1 研究費の使用ルール等に係る学内外からの相談窓口を財務課、教育支援課及び研究連携課に設置し、本学公式ホームページ等により学内外に周知するとともに、相談・質問等を受け情報を共有し運用の統一化を図る。
- 2 不正防止への取組に関する本学の方針、行動規範等のほか次の事項を本学公式ホームページ等に掲載し、学内外に対して積極的な情報発信を行う。
  - ア 学内の責任体系に関すること。
  - イ 研究費の使用ルール及び事務処理手続きに係る学内外からの相談窓口に関すること。
  - ウ 不正防止計画を推進する担当者又は部署に関すること。
  - エ 発注、検収に関すること。
  - オ 不正取引に関与した業者への処分に関すること。
  - カ 不正に係る通報窓口及び大学の対応体制に関すること。
  - キ 研究費の適正な運用・管理に係る監査体制に関すること。

#### Ⅵ モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、リスクアプローチ監査(不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的に行う監査をいう。以下同じ。)を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

- (1) 内部監査の実施
  - ① 監査室は、研究費不正使用防止体制などに不備がないか監査する。
  - ② 監査室は、研究費不正使用防止計画推進室と連携を強化し、不正発生要因に関することを監査の重点項目とし、監査を実施する。

なお、監査は、監査手順を示したマニュアルにより、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を 実施する。

- ③ 監査室は、専門的な知識を有する者を活用して監査の質の向上を図る。
- (2) 監事等との連携

監査室は、監事及び会計監査人と定期又は臨時に監査計画その他の情報や意見を交換し、連携を強化して効率的な監査を実施する。

附 記 (平成28年6月22日)

- 1 この計画は、平成28年6月22日から施行する。
- 2 国立大学法人上越教育大学研究費不正使用防止計画に係る実施要領(平成22年3月16日学長裁定)は、廃止する。

附 記(令和3年4月14日)

1 この計画は、令和3年4月14日から施行する。